

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人礼和会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等に対する職務執行の対価として支給する報酬、費用弁償及び退職慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款16条の規定に基づき置かれる理事及び監事、定款第5条の規定に基づき置かれる評議員、定款第6条の規定に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の委員、並びに理事長の命により法人の職務遂行に必要な第三者をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に対して別表1に定める報酬を支給する。

- 2 役員等に対する報酬は日額報酬とし、理事会又は評議員会等の会議への出席の都度支給する。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況についての指導又は監査業務を実施する場合の報酬は日額報酬とし、指導又は監査業務の実施の都度支給する。
- 4 同一日において、第3項及び第4項に定める2つ以上の会議等に出席した場合の報酬の額は、一つの会議等に出席したものとして支給する。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。
- 6 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(退職慰労金の支給)

第4条 常勤理事長及び常勤業務執行理事については、退職慰労金を支給する。

- 2 常勤理事長及び常勤業務執行理事の任期は70歳までと定める。
- 3 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額とする。
- 4 支給時期は、退任後2か月以内とする。
- 5 故意または重大な過失等により法人に損害を与えた者については、退職慰労金を減額または支給停止することができる。

6 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額または支給停止することができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のために出張するときは、その費用の実費を弁償する。

2 役員等が理事会及び評議員会等の会議への出席、並びに監事が法人及び施設の運営状況についての指導又は監査業務の実施のための交通費については支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けなければならない。

附則

この規程は平成30年2月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

令和6年4月1日 改訂

別表1 役員等の報酬

(理事会・評議員会等に出席した場合)

職名等	区分	金額 (源泉徴収控除後の金額)
理事	日額	5,000円
評議員	日額	5,000円
監事	日額	5,000円
評議員選任・解任委員会の委員	日額	5,000円
理事長の命を受けた第三者	日額	5,000円
監事監査指導料	日額	5,000円

別表2 常勤理事長及び常勤業務執行理事の退職慰労金算定式

- (1) 算出方法は以下の通りにする。

$$\text{最終給与月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

※在任年数は、役職に就任した月から退任した日の属する月までの年数とし、
端数は月割りとする。

ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

- (2) 上記の功績倍率は以下の通りにする

$$\text{理事長・業務執行理事} \quad 1.5 \text{ 倍}$$

- (3) 非常勤の在任期間は、退職慰労金の在任年数に含めない。